社会福祉法人上越頸城福祉会
役員等報酬規則

（目　的）

第１条　定款第８条並びに第２１条に規定する役員等の報酬及びその支給についてはこの規則の定めるところによる。

（報酬額）

第３条　役員等の報酬は次のとおりとする。

理　事　長	年額	１２０，０００円
理　　事	年額	４０，０００円
評　議　員	年額	２０，０００円
監　　事	年額	２０，０００円

（報酬支給の制限）

第３条　報酬は年額とし、報酬を受ける役員がその年に１日も職務に従事しなかった場合は報酬を支給しないことができる。

２　本部事務局長及び統括施設長を兼務する理事には支給しない。

（報酬の支給）

第４条　報酬の支給は当該年度の３月末日までに支給する。

２　報酬は選任の日から支給し、離職の場合は月割計算により離職の月分まで支給する。但し、円未満は切捨てるものとする

附　則　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。
但し、公務員が役員等に就任した時は支給しない。

附　則　この規則は、平成１７年９月２１日から施行する。

附　則　この規則は、平成２２年９月１日から施行する。

附　則　この規則は、平成２７年２月１日から施行する。

附　則　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則　この規則は、平成２９年６月１６日から施行する。

附　則　この規則は、令和　２年９月　１日から施行する。